

第三十九回国会 建設委員會議録 第八号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事加藤 高藏君 理事木村 守江君

理事藤原 雄次君 理事瀬戸山 三男君

理事松澤 雄藏君 理事石川 次夫君

理事中島 巖君

逢澤 寛君 伊藤 鐵君

宇野 宗佑君 大倉 三郎君

大竹 作摩君 金丸 信君

飯谷 忠男君 徳安 實藏君

丹羽喬四郎君 廣瀬 正雄君

前田 義雄君 岡本 隆一君

久保 三郎君 實川 清之君

日野 吉夫君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

建設事務官 齋藤 常勝君

(住宅局長)

委員外の出席者

専門 員 山口 乾治君

十月二十日

委員海部俊樹君、飯谷忠男君、大沢

雄一君、木村公平君及び田村元君君

任につき、その補欠として前田義雄

君、齋藤邦吉君、宇野宗佑君、伊藤

職君及び大竹作摩君が議長の指名で

選任された。

同日

委員伊藤職君、宇野宗佑君、大竹作

摩君及び前田義雄君辞任につき、そ

の補欠として木村公平君、大沢雄一

君、田村元君及び丹羽喬四郎君が議長の指名で委員に選任された。

十月十九日

鳥飼大橋の通行料廃止に関する陳情書(枚方市岡六百三十二番地大阪府北河内地方振興委員会委員長藤崎民次郎)(第一三五号)

公営住宅の標準建設費適正化に関する陳情書(神戸商工会議所会頭岡崎真一)(第一三六号)

水資源開発促進法案等の一部修正に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一三七号)

同(茨城県知事岩上二郎外十名)(第三二四号)

本土、四国間に瀬戸大橋架設促進に関する陳情書(高松市四番町香川県商工会議所連合会長平井太郎外一名)(第二三八号)

本土、淡路及び四国間に連絡橋架設促進に関する陳情書(神戸商工会議所会頭岡崎真一)(第一六二号)

海岸法の一部改正に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六三号)

土地の値上り抑制措置等に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六四号)

国道四十一号線の整備改修促進に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六五号)

浜松市、高山市間主要地方道の国道編入等に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六七号)

北陸縦貫高速自動車道の基礎調査に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六八号)

治水対策確立に関する陳情書(岐阜県議會議長土木栄吉)(第一六九号)

除雪対策の法制化に関する陳情書(山形市緑町一丁目一番地の六山形県町村会長市川清矩)(第二二八号)

首都周辺の幹線道路整備強化に関する陳情書(山梨県議會議長米倉照太郎)(第二三九号)

公営住宅標準建設費引上げ等に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二四号)

公共用地的取得に関する特別措置法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二五号)

公共用地的取得に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二六号)

都市改造区画整理事業促進に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二七号)

都市周辺の一般土地区画整理費国庫補助に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二八号)

雪害基本法の制定に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三二九号)

水資源開発促進法案等に関する陳情書(大津商工会議所会頭上田健治郎)(第三三二号)

同外一件(徳島県名東郡国府町議會議長田村孝正外一名)(第三三三号)

水に関する総合調査研究体制確立等に関する陳情書(東京商工会議所会頭足立正)(第三三五号)

本日の會議に付した案件

宅地造成等規制法案(内閣提出第五八号)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

宅地造成等規制法案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。田中幾三郎君、これを○田中(幾)委員 二、三点質問をいたしたいと存じます。

この第一条には、この法律の目的を

書いてあるのであって、宅地造成に伴う災害の発生を防止するという事です。そこで、この地域の指定をするに

は、関係府県知事の申し出によるという事であります。そうすると、これは自由になっておりますから、関係の府県知事は、することもできるし、しないこともできる。別に強制規定でもないように思われるのです。そうすると、私の考えるのは、災害の防止という

ことをあまり嚴重にやれば、宅地の造成というものができないのではないかと、こういうふうの一つの矛盾を感じるのです。しかも、この法律によって知事が自由にやるといふことになつて、しないこともできる。こういうこととて災害の防止を完全にできるとお考えになりますか、どうですか。

○齋藤(常)政府委員 この法律は、宅地造成に伴って生じますところのがけくずれその他の災害というものを防止するために、このような規制の法律を作ろうといふことで出発したものでございまして、従いまして、指定にあたりましては、その土地柄が、過去、現在、将来といふことを考えまして、過去においていろいろな災害が起つた事例がある、しかも現状の地質等を調査してみるとまたそのおそれがある、従つて、将来を推定しまして、ある地域を指定して、その中ではこのよ

うな規制をすることによって災害を防止しようといふわけでございます。宅地造成とこの災害防止との関係がどういふふうな関係になるかということにつきましては、一般の宅地造成につきましましては、この地域以外の場合におきます場合は、この地域内における場合と、二つ出てくると思つて、この地域内において宅地造成が行なわれますときに、それだけ宅地造成がチェックされるのではないかと、御懸念があることは当然なことでありまして、これはあくまでも災害を防止するといふことが第一の眼目でありまして、その災害を防止し得る限度に

おいて宅地造成が行なわれるというこ
とであるならば、それで差しつかえな
い。しかも、一般の宅地の需要に対し
て、単にこの地域だけでなしに、今申
し上げましたように、地域以外におい
て大量に供給されるといことが、わ
れわれの目標としているところでご
いますから、このような規制をするこ
とによって宅地造成がチェックされ
る、そのために一般的に造成される宅
地が減ってしまうというようなことは
ないと考えておる次第でございます。

○田中(幾)委員 この法律は、災害防
止それ自体が目的であって、この区域
以外における宅地の造成はまた別にや
るのであるから、宅地造成をやること
については差しつかえない。これはご
もつとも話です。災害防止の点から
だけ見ますならば、この法律によって
その地域が指定されなければならな
い。その指定された地域のワクの中に
おいてすべてあの規制の法律が適用さ
れるわけでありまして、指定されな
い地域に土地を造成する場合において
は、この法律の規制の規定が適用され
ないわけでありまして、ですから、宅地
造成の災害防止について、この法律だ
けでは完全に防止できないんじゃない
か、区域に指定されないといいので
は、どういいう造成をやるにしてもい
いから、やはり危険な宅地造成がされ
はしないか、こういう懸念については
いかがでございますか。

○齋藤(常)政府委員 ただいまの御
懸念につきましてはわれわれが考えてお
りますことは、このような規制地域に
おいて災害防止をするというものは、
この前の集中豪雨というようなもの
の経験から考えまして、少なくともこ

いうような危険地域につきましては強
度の制限を加えて、災害を防止する
ということをお考えなければならぬとい
うことで出発したのがこの法律でござ
いまして、一般のこの区域外の宅地造成
についての危険防止ということにつき
ましては、この地域ほどには危険はな
い。しかしながら、今おっしゃいまし
たように、ある程度の宅地造成につ
いての基準と申しますか、そういうもの
の規制が行なわれなければいけないん
じゃないかというものは、もとより当
然でございます。その点につきまして
は、別途に宅地開発法等を考へる際
に、一般的に造成基準というものを
作っていかうかという考え方で、検討
を進めている次第でございます。今回
はあくまでもこの地域内における最
限度の災害だけは救済していかう、防
止していかうということを出発したわ
けでございます。

○田中(幾)委員 ただいまの御説明に
よりまして、この宅地造成規制区域以
外の土地における宅地造成については
別途に何か考へて、災害の防止を考へ
ていく。これはぜひやってもらわな
いと、これだけでは完全に宅地造成の災
害の防止はできないのではないか、か
ように考へるわけでありまして、
それから、この四条、五条ですが、
区域指定をする前の調査等について、
土地に立ち入りのできることを規定し
てあります。これはその他の法律にも
あるのですから、この法律だけではな
いのですけれども、ただ少し行き過ぎ
ではないかと思うのは、五条の規定で
あって、測量または調査を行なう際
に、障害物があつた場合に、市町村長の許
可を得てこれを伐除、取り除くことが

できるという規定ですね。あとには損
失の補償の規定もありませんし、協議の
ととのわなないときには土地収用法の規
定の裁決を求めるという救済の規定は
ありませんけれども、しかし、竹や雑木
のようなものを切り取ってしまうこと
は大して損害にならぬかもしれません
が、中には非常に貴重な物がある場
合もあり得ると思つたのです。そうい
う場合に、本人の承諾を得ないで所有権
を侵害する、あとになってから損害の
補償を考へるといふことは、これは
ちよつと行き過ぎではないか。前の国
会における公共用地の取得に関する特
別措置法におきまして、非常に慎重
にやつて、補償については緊急裁決と
いう特に配慮をした裁決の方法を作
つて、事前に本人の承諾を得ないで勝手
に処分してしまうというような規定
は、あのきびしい法律ですらなかつた
と思つたのです。これが少し行き過ぎ
ではないかと思つし、それからもう一つ
は、市町村長は一体許可するのにつ
いてどんな関係があるのか。この市町村
長の権限、五条に書いてあるこれは
ちよつとおかしいですよ。市町村長が
許可するといふ許可権を市町村長に与
えて、個人の所有権を事前に侵害する。
ちよつとこれはおかしいのではない
かと思つたのですが、これはどう考へ
なつておられるのでしょうか。

○齋藤(常)政府委員 今の話の中の第
五条の問題であります。第五條の場
合におきましては、障害物の伐除であ
りますとか、土地の試掘をするとい
う場合において、やむを得ない必要が
あつて、測量または調査を行なう
場合におきまして、所有者あるいは占
有者の同意を得ることが得られない場
合、そういう場合におきましては、市
町村長の許可を受けて、あるいは都道
府県知事の許可を受けて、そのよう
な行為をしてもいいという規定は
たわけでありまして、その場合におき
ましても、後段に書いてありますよ
うに、その土地または障害物の所有者
は占有者に対して、あらかじめ
意見を述べる機会を与えるといふこ
とになっております。従いまして、こ
のような機会を与えなかつた場合には
どうなるかと申しますと、許可は無効
になるとわれわれは解釈しているわけ
でございます。その意味におきまして
は、決して所有者とかあるいは占有者
の権限というものを無理に侵すとい
うようなことを言つては行かない
わけでございます。しかもまた今お話
がございましたように、損失の問題も
ございますが、これが著しく損傷を
与へたといふようなことが起つて参
る場合におきましては、これはやはり
範囲を逸脱したことになるので、許
可を得ないでやつた行為と同じよう
に解するといふことにもなつてお
りますので、ただいま御懸念のよう
な点はなほ十分にごまかく所有権
あるいは占有権等を保護するとい
ふことを念頭に規定しているもので
ございます。

○田中(幾)委員 土地収用法におき
ましても、収用委員会という公の機
関があつて、そこへかけてしまふ。こ
の場合に、市町村長の許可があればい
いといふ規定は、私は、ほかの立法
面にはこういうことはないと思つた
のです。特に一定の期間を設けてやる
のならば、あるいはあらかじめ協議を
して、事前に補償の程度を決定してやるの
ないけれども、非常に貴重な物件も
あるかもしれません。たとえばそこに
木がはえておつて、天然記念物のよ
うな貴重なものがあるかもしれません。
それを、市町村長の許可によって、協
議もとのわぬのに障害物を伐除して
しまつて、あとで補償金の協議等が
できなければ、土地収用法の規定によ
つて裁量しなければならぬ。ちよつと第
五条は行き過ぎで、私はほかの立法例
にはないのじゃないかと思つたので
が、この法律を作るにあつて、何か
少し問題になつたのじゃないですか。
すらすらといつたものじゃないと思
つたのです。これは、法制局あたりでも
いふん疑義があつたのじゃないかと思
つた。その点を少し詳しく御説明願
ひたい。

○齋藤(常)政府委員 もう少し詳しく
御説明申し上げますと、この障害物の
伐除でありますとか、あるいは土地の
試掘を行なうといふ場合は、測量また
は調査のために土地に立ち入るとい
う場合に、必要が起つてそのよう
なことが出てくるということござい
まして、あくまでも指定とか申し出を
するための測量、調査をするといふた
めに、他人の占有する土地に立ち入
るわけでございます。しかも、その目的
が、今申し上げましたように測量、調
査等でありまして、これは所有権ま
たは占有権に対する侵害と申しまし
ても、まことに一時的な、しかも軽微
なものでございます。そのことを前提
として考へますと、第五条におきま
して、障害物の伐除とか土地の試掘とい
うようなことを行ないます場合も、今
申し上げました測量、調査のために最

小必要限度の伐除等を行なうことであ
りまして、ここに例示しておりますよ
うな障害となる植物でありますとか、
あるいはさくでありますとかいうこと
を書いてございますけれども、これは
まことに軽微なものでございまして、
そういうものを一時的に、しかも軽微
に侵害するということでございます
ように、土地の所有権を収用する、あ
るいは使用権を収用するために立ち
入って調査するという問題は、程度
において大きな差がある。しかも、こ
れは公益といえますが、災害の防止の
ために必要な調査をするわけでござ
いますから、この程度の規定で差しつ
かえはないものというところで、われ
れも政府部内で法制局等とも協議をい
たしまして、そういうふうにしたわけ
でございます。立法例というものは、
住宅地区改良法でありますとか、あ
るいは市街地改造法等にもほとんど同
じような立法例があるのでありまして、
その前例を踏んだにすぎないのであり
ます。

○田中(幾)委員 ちよっとこまかいの
ですけれども、五条の「市町村長等」
とあるこの「等」は、何を意味してい
るのですか。非常に法律用語として
はあいまいで、しかも障害物の伐除の
できる権利の発生する規定であります
から、「等」というのはどういふことを
意味しているのですか。市町村長なら
市町村長とはっきりしておかないと、
「等」というのは、特別区の区長であ
るとか、あるいはいなかの組長、そう
いうようなことも入るのではないかと
思う。法律用語としては非常にあい
まいです。「市町村長等」というのは、

一体どういふことを想定して「等」と
書いたのですか。

○齋藤(常)政府委員 非常に御心配の
ように見受けられるわけでありませ
んが、おっしゃる通りに、非常に重要
な物権、そういうものに対しては、ず
らに侵害が行なわれることがあっては、
ほんとうにいけないうわけでありませ
ん。しかしながら、先ほども申し上げま
したように、ここで予想しております侵
害と申しますか、その対象になります
ものは、さくであるとか植物であると
かいう軽微なものでありまして、その
場合にも所有者、占有者の意見を十分
聴取した上で許可を与えるということ
になっておりますので、今申し上げま
したような観点から、実施にあたりま
してはそのような不都合が起らない
ように、十分に趣旨の徹底をはかりま
して、行政的な指導もあわせて行な
っていきたい、かように考えてござい
ます。

○田中(幾)委員 あなたの御説明です
けれども、ここには障害物の程度につ
いては少しも規定してありませんし、
この法律ができたから、たとえさく
じゃなくても、今のような非常に重要
なものでも、障害物であればこの規定
によって伐除できるのです。そういう
解釈が非常に危険だと私は思うので
す。これは少し行き過ぎた規定だと
思う。

それから、非常にこまかい点ですけ
れども、今の「市町村長等」とある
が、これはあいまいです。ずばりだ
れが許可をするかというところを書い
ておかなければ、ずさんな法律用語で
はないかと思うが、その点を一つ御説
明願いたい。

○齋藤(常)政府委員 市町村長の許可

を受ける場合におきましても、障害物
の所在地を管轄する市町村長の許可を
受けるということになっております。

それから、前段において御質問にな
りました「等」となっているから、いろ
いろな物権が入ってくるのじゃないか
というふうにも解釈できるのではない
かというお話でもございましたけれど
も、たとえば第五条第一項の初めの方
にありますが、「障害となる植物
若しくはかき、さく等(以下「障害物」
という)」、こうありますけれども、
この「等」というのは、われわれの考
えておりますのは、くいでありませ
んかあるいはわら積みであるとかい
ような、きわめて軽微なものを考
える次第でございます。従いまして、
今の点は心配ないと考えておる次第
であります。

○田中(幾)委員 私は、逐条説明の資
料でやっているのでありますが、それには
「等」と書いてあるのです。今瀬戸山
委員の御注意を受けましたが、本文に
は「等」はないのですね。

○齋藤(常)政府委員 私が障害物の場
合で「等」と申し上げましたのは、そ
の意味で御説明申したわけじゃあ
りません。逐条説明で「等」と書いてあ
ったために、話が混乱していることは
ことに申しわけないと思っております
が、これは市町村長及び都道府県知事とい
う意味で「等」が入ったわけで、別に他
意があったわけではございません。た
だ、さく等の方を御説明申し上げまし
たのは、あくまでもそういうような軽
微なものをさしておるのだということ
で、前段の方の御質問についてお答え
したわけでありませぬ。

○田中(幾)委員 これはこまかい点で

すけれども、十一條をちよっとごらん
願いたいと思うのです。第十一條の二
行目のずつと下の方に、「国又は都道
府県と都道府県知事との協議が成立す
ることをもって」云々と、こうあるの
ですが、国と都道府県知事との協議の
成立ということとはわかるのですけれ
ども、「又は都道府県と都道府県知事」
というの、県であれば知事というこ
とはわかっておるのですが、都道府
県と都道府県知事との協議ということ
は、自分と自分で協議するということ
になるのか。この点読んでちよっとお
かしいと思つたものですから、解釈を
伺いたい。

○齋藤(常)政府委員 十一條におきま
して「国又は都道府県の特例」を規定
してございませぬが、この中で国または
都道府県が事業をする場合と
いうのは、都道府県が公共団体として事業を
するということの場合におきまして、都道府
県知事との協議と申しております。知
事というものは、国の機関としての都道
府県知事、すなわち、この法律の事務
というものは国の事務である。その前
提に立ちまして、国の事務を委任を受
けて知事がやっておるわけでございます
から、都道府県と都道府県知事とい
うことになりませぬ。実際には公共団
体の長としての都道府県知事と、国の
機関としての都道府県ととの協議とい
うことに相なるわけでありませぬ。

○田中(幾)委員 さっぱり僕としては
わからぬのですが、国と都道府県とや
る場合は、都道府県知事が都道府県の
代表としてやるのはわかる。それから
都道府県が国の機関としてでも、都道
府県を代表する者は知事か議長か――
議長は代表にはならぬと思うのですけ

れども、やはり県という法人を代表す
る者は知事だろうと思うのです。国の
機関であっても、愛知県、三重県とい
うことで協議ができないのですから、
やはり県の機関としての代表者を置い
ておかなければならぬのですから、
ちよっとこの文句を読んでみると、都
道府県と都道府県知事との協議とい
うことは、自分で自分の県と協議する
ということになりますから、その点どう
ですか、おかしいと思いませんか。私
はおかしいと思つた。

○齋藤(常)政府委員 今私が申し上げ
ましたことと同じことを繰り返すこと
になるわけでございますが、都道府
県が、宅地造成規制区域内において宅
地造成の工事をやります場合におい
ては、国の機関としての都道府県知事
に対して協議をするということござい
まして、これは現在の公共団体の建
前、その長としての知事に対して国の
事務を委任するという一般の建前から
いきまして、少しもおかしいことはな
いわけでありませぬ。

○田中(幾)委員 私はおかしいと思
うのですが、これで私の質問は終わ
ります。

○二階堂委員長 岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 神戸地方に梅雨前線
で大きながけくずれによるところの災
害が出たのにかんがみてこの法案が出
たのであろうと思うのでありますが、
この法案の趣旨自体は非常にけつこう
でございますが、私は、この法案では
少し足りないのじゃないかと思われ
る点について、一、二お尋ねをいたし
たいと思つた。

この法案の第一条に、「がけくずれ

又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内について、この宅地造成工事区域を規制するということになるという御趣旨でございますね。そういうことになりますと、どんだん今宅地開発が行なわれております。その宅地開発がどんだん行なわれていくところは、数年もしくは十年くらいの間には大体市街地になると思われれるのです。そういうところは一応この対象からはずれていくように思われるのでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○齋藤(常)政府委員 市街地または市街地とならうとする土地の区域ということ、市街地とならうという、そのならうという言葉が非常に御疑問になると思うのでございますけれども、これは市街地に将来なるであろうというところを事前に指定をしておきまさんと、災害の防止ができない。と申しますのは、そこに宅地造成が今後行なわれる可能性があるという場合につきましては、事前に指定をして規制をしなければならぬというわけでございますから、将来において市街地になるであろうというところは、いろいろの観点からこれを調査推定いたしまして、そうして区域をきめていく、こういうふうになるわけでございます。

○岡本(隆)委員 そうしますと、このごろ盛んに新聞に土地の広告が出ておりますね。ああいうところは、平地は別でございますけれども、相当傾斜度の高いところでは、がけくずれのおそれがある。しかも、今は木のうっそうとはえた森や林だというふうなところ、ことに最近盛んに温泉地帯、たと

えば伊豆地方であるとか、那須であるとか、ああいうところを盛んに開発の広告をいたしております。そういうところも、稠密な住宅地にはならないでしょうが、しかし、やがては寮ができたりあるいはその他のいろいろな施設ができて、相当災害が発生するような危険もあるように私は思うのですが、そういうふうなところまでこの法律によって規制される御意向なのかどうか。私は、そういうところまで、宅地開発でやっていく限りにおいては、今まで森林であったところ、傾斜地を宅地化していくという限りにおいては、たと一人でもそういうふうな犠牲にあり人があるということからは好ましいことではございませんから、はっきりとした規制をしていくべきだと思っておりますが、そういうところもこの対象にするというお考えの上で立って、この法案を作っていくられるのですか。

○齋藤(常)政府委員 市街地とならうとする土地を考えます場合におきましては、ただいま申し上げましたように、将来を卜して考えるわけでございませぬ。しかも、災害が起こるであろうか、あるいはまた宅地造成がそこに行なわれるであろうかというような点をいろいろ考えて指定するわけでございませぬから、現状がいかに森林であり、あるいは農地でありまして、これが宅地化されるであろうという推定がつかない場合におきましては、積極的に指定をして参りますし、あるいはまた必要最小限度に指定をしなければならぬという規定もございませぬので、あるいは段階を分けて第一次、二次というふうな指定する場合も考えられると思えます。

○岡本(隆)委員 私、この指定は最小限度のものでなければならぬという第二項の規定がございませぬので、解釈をあなたの方では非常に狭義にしておられるのではないかと、こう思っています。だいたいのようなことをお尋ねしたのでございませぬが、それは最小限度にするのだが、いろいろな段階に分けてやるのだ、こういうふうな今の御答弁でございませぬ。それでは、どういう段階に、どういうところへはどの程度の規制をやり、どういうところへはどの程度の規制をやるというふうな、段階的な指定の方法を政令にでもおきめになるのか、その辺のところを具体的に御説明願いたい。

○齋藤(常)政府委員 必要最小限度というふうな規定を設けましたのは、これは私権の制限が強力に行なわれるわけでございませぬから、必要以上に地域を拡大することは好ましくないと、このこと、こういうふうな規定を設けたわけでございませぬ。しかしながら、必要である限度におきましては、これが無理のない限度でありますならば、一次、二次というふうな分け方をしなくとも、当然必要だと思ふ程度まではこれを指定するわけでございまして、ただ、先ほど一次、二次と申しましたのは、現状においてはどうかしてもまだ宅地などというところを考へる必要はない、こういうところが周囲の事情によりまして急速に変化してきたというふうな場合におきましては、追加して二次的にまたその区域を広げていく場合もあるという意味で申し上げた次第であります。

○岡本(隆)委員 そうすると、一次、二次というものは、時期的な問題ではないでしょうか。規制の仕方の問題じゃないですか。

○齋藤(常)政府委員 規制の仕方の問題ではございませぬので、やはり地域を最初指定する場合にどういうことを考へるか申しますと、話が詳しくなりますが、第一には、過去において災害があったかどうかというふうなことを考へておきたい。その次に、現在の状況がいかに災害を引き起こすような地形であり、土質である、あるいはその付近の気象関係がそういう条件を持っておるといふような現状を十分に調査いたしまして、将来災害が起こるであろうということを推定していくわけでありませぬから、規制の問題というよりも、やはり当初からこの地域を指定して、その中でこの法案の中に規定してあるような具体的な規制を行なっていくということなのでございませぬ。

○岡本(隆)委員 宅地を開発していく場合に、現在でも相当傾斜地を段々畑のようにしてやっています。非常に広い面積を一度に木を切つて宅地開発をやる、今までは程度水をたくわえる力を持っておいた林が、急に排水がよくならずから、どっと水が出て参ります。そうしますと、このななにでありませぬと、知事の許可を受けなければ開発できません。知事の許可を受けて、一定の排水路を作れば、開発できるということになっておられます。今度、その出たところの排水をさ

らに末端のどこにつなぐかという問題が出て参ります。たとえば愛知用水の場合でも、愛知用水がいろいろな地形

変化を起こしている。愛知用水自体は、排水のことをみずからの排水溝を作つて考えておられますが、それからさらに従来の排水路についておいたのが不十分であるために、災害がその下において発生いたしておりますが、これも同じようなことが当然起こってくると思ふのです。だから、そういう大規模な宅地開発を許可する場合には、これは知事が許可するのことでございませぬが、その許可する場合には、知事は、同時にその市町村長に対して、そういう二次的な災害の発生を防止するための排水路の設置あるいは改良を命じますか、そういうことを命じたり、規制したり、一応地方自治体にそういうことを義務づけなければ、開発だけは許す、あとは野放しだということでは、従来からその下に住んでおられる住民は非常な迷惑を受ける。現実にはそういう場合があるのです。今至るところで開発が行なわれておる。非常に広いところの開発が行なわれておる。非常に丘陵がある。その谷へ山をくずして持ってきて、片方を埋めてしまひます。そうしますと、そこにあつたところの一時貯水地になるような、遊水地帯になるような所がなくなつて、それが宅地化されてしまふ。そこで排水がよくなつてどつと水が来るから、従来なかつた場所、非常な大雨のために水がつくようになるといふ所が至るところにあるのです。そういう点についての配慮が何か欠けておるようには思ふのでございませぬが、これはこの法律とは別個の問題かも知れませぬ。別個の問題であつて、当然都市排水としてその自治体において自主的にやるべき問

題だというふうにお考えであらうし、
そういう問題だろうと思う。ところが、
自治体は、宅地の開発はやるが、
それに伴う排水路の整備というところ
になると、相当金が要りますからなかな
かやりませんが、その点、そういう関
連性をこの法律ではどう考えておられ
るのか。

○齋藤(常)政府委員 ただいまのお話
の点はまことにごもっともな点でござ
います。この法律の中では、規制区
域内において宅地造成が行なわれる場
合の、その区域内の排水路についての
いろいろな規制をしていこうというこ
とでございまして、その場合におきま
しても、排水路は、幹線排水路と申
しますが、あるいは幹線下水にう
まく直結するようになければならな
いわけでございます。しかしながら、
その方の分はこの法律とは一応切り離
しまして、むしろ一般の公共投資にお
きまして、重点的にここに下水道の整
備等を行なっていくというような事業
の裏づけがあわせてありませんと、こ
の法律だけでこの地帯一帯が十分にな
るとは、毛頭考えていないわけござ
います。そのような公共投資の裏づけ
あるいは下水道事業等の推進というこ
とをうまくかね合いをつけまして、こ
の規制を進めていきたい、こういうふ
うに考えておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 かね合いをつけて
やっていくというお言葉でございます
けれども、かね合いをつけられるとい
う保証が、この法律にはどこにもあり
ません。そうあるべきだ、こうあなた
おっしゃいました。そうあるべきだけ
れども、そうならないことによつて、
住民が、いつの場合も、宅地開発に伴

う地形の変化、それによるところの災
害というように――神戸なんかでもず
いぶんそれがあつて思ふのです。現実
に住民がそれに困つておるのです。同
時排水が十分に行なわれておらない。
ところが、宅地開発だけはどんどん先
へ進む。そのために一時出水が多く
なつて、低地では水害のために困つて
おるといふのが現実なんです。あなた
の方で宅地造成の規制をやる。それは
がけくずれだけしか考えておられない
と思ふのです。しかしながら、そうい
うような宅地造成に伴ういろいろな弊
害、それに伴ういろいろな障害とい
うものも、こういうふうな法律をせつか
く作られる場合には、やはり同時にそ
ういう点への配慮もなければならぬ
と思ふのでございまして、これは規制
法という名前がついておられます。これ
は宅地開発という意味もあると思ひま
すが、同時にまた、宅地造成に伴うい
ろいろな問題の処理というようなもの
もあると私は思ふのです。そういうこ
とについて、政府の方では、何か将来
どういふことをやっておきたいとい
うようなことを考えておられるのか。そ
ういふ点についての構想があれば、一
つ承つておきたいと思ひます。

○齋藤(常)政府委員 この問題につ
きましては、やはり都市計画事業ある
いは下水道事業というふうなもので、今
お話をしたような障害が起りませぬよ
うに、たとへて言いますならば、下水
事業というものを、五カ年計画を立て
て、しかもこれを急速に促進していく
というふうな場合におきまして、他の
関連等も十分考慮して、重点的な投資が
行なわれるように建設省としては考え
ておる次第であります。

○岡本(隆)委員 なるほど、仰せの通
り、そういうことになつて参ります
と、これは計画局の仕事でございま
すから、あなたにそういうことをお尋
ねするのどうかと思ふので、その程度
にいたしておきます。

そこで、山村へ参りますと、これは
あぶないなと思ふようなところに住
んでいる人がずいぶんございまして、こ
とに、ある場合に、うしろに相当な傾
斜地がある、それを一部へずつて平地
を作つて、家を建てておるといふ
なところがございます。そうします
と、それはみずからの防護をその人は
怠つておるのだから仕方がない、こ
ういふ考え方はございまして、しかし
ながら、建築基準法だつて、やはり自分
が住むことの安全のために、他人への
迷惑というものも考えておるでし
ょうが、しかし、同時にまた、その建築を
安全にして、安全なところに住居し
なければならぬという考え方に立
つて、建築基準法というものがあ
るのです。そうしますと、宅地にも
そういう考え方があつて、これは住む
にあぶないと思ふようなところには住
ませないよふにするよふな考え
方、いわば宅地基準法といふべき
か、そういう考え方があつてしま
うと私は思ふのです。そしてまた、い
かさま見るのにあぶないと思ふよ
うなところは、何ばいなかであつて一軒
だけ自分の家を建てるといふよ
うな場合でも、周囲のがけくずれを防ぐた
めには、自分である程度の措置をしな
ければ、そこへ住宅が建てられないとい
うよふな、宅地化するための基準とい
うよふなものがあつてしまふべきでは
ないか。また、現実に、梅雨前線の際

とかその他大きな豪雨があつた場合に
は、こんなところかと思ふよふな、相
当安全だと思ふよふなところであ
ら、わき水その他のためにどつどつ
れてきて、大きな被害が出てお
ります。ましてや見るからにあぶないと思
われるよふなところでは、またいつど
んなことがないとも限らないと私は思
うのですが、そういう点について、狭い
日本だから、そんなことをすれば住む
ところがなくなるじゃないか。また、
山村では、少なくとも耕地がほしいか
ら、一そう山に沿つて家を建ててお
りますが、それだけに私は災害の危険が
相当あると思ふのです。そういう点に
ついて、少なくとも最小限度の安全を保
つよふな基準というものを作つて、従
来建てておる家については仕方がない
ですけれども、これから家を建てよ
うとするときには、建築基準法に照ら
して安全な家を建てるといふこと以外
に、宅地としての適正性というものを
日陰までいへば問題があるかもしれま
せん。しかしながら、災害防止とい
う意味における適正制度という意味にお
いて、最小限度の規制をする必要があ
ると思ふのですが、いかがでし
ょうか。

○齋藤(常)政府委員 現行法にお
きましては、御承知のように、建築基準
法におきまして、危険地域の指定とい
うことがあります。その場合におきま
しては、地方において危険地域を指定し
て、それに対応する条例を作る。それ
である程度の規制をして、その規制の中
では、建物の敷地としての宅地の安全
あるいは衛生というよふなことを考
えてやっておるわけでございます。今
お話しのように、宅地そのものに、建築
にはならぬでも、宅地としての一般的

な基準というものが必要ではないかと
いうお話につきましては、宅地造成に
関します一般的な基準である、この規
制区域以外において宅地造成等が行
なされる場合における一般的な基準とい
うものは、先ほど申しましたよ
うに、検討しているわけでございます。それ
以外の個々の問題につきましては、基
準法との関係も考慮して、今後十分
検討したいと思ふ次第であります。

○岡本(隆)委員 それから、いろ
んな規制をやって安全な宅地を作つて
いくというよふな場合、傾斜地がある
ところでもつてがけくずれが起つて下
の家が押しつぶされるよふな場
合には、これは賠償の責任があるわけ
です。上の方の土地を持つておる者
に賠償の責任があるわけですか。と
今度この宅地造成の規制法が
まして、知事の許可を受け、工事完了
の検査を受けて、これならよろしい
といふことになつておつたところで事
故が起つたと仮定します。そういう場
合には、賠償の責任の關係はどうなる
でしうか。これは下の方の人に言
わせば、当然上の方の土地で、それ
によつて起つてきた災害であるから、
賠償の責任がある、こう言ふし、片
方は、おれの方は必要な規制のな
があつて、それに伴つておる工事を
ちゃんとやつて、検査まで受けてや
つたんだ、それによつて起つてきた
から、知つたことじゃないとい
たいだろつと思ふのですが、そういう
点についての御解釈をお聞きいた
します。

○齋藤(常)政府委員 許可を受け
て宅地造成を行ない、かつ検査済
書をもつて、しかもそれが譲渡され
た以後におきまして災害が起つた、そ

のときの許可の責任というものはどうなるのか、国あるいは都道府県は、賠償の責任を負うべきかどうかという問題でございますが、これにつきましても、原則的に言いますと、許可によつて直ちに賠償の責任が起るといふものではないと解釈しております。しかしながら、その衝に当たりました担当の職員におきまして、故意または過失によりまして、基準を誤つて許可をしたとか、そういう問題がありましたときにおきましては、その行為と現実と起りました災害との間に相当の因果関係が存在すると認められた場合におきましては、国家賠償法におきまして、国または県が賠償責任を負うということになるわけでありまして、しかも、その職員に対しましては、国がまた求償権を持つという格好になつて参るわけでございます。

○岡本(隆)委員 最後に、二十三条の罰則ですが、少々の罰金は悪質業者は平氣ですよ。それからまた賠償の義務なんというものは、逃げ回つてなかなか払いやしません。だから、悪質業者にかかつたら、災害にあつた者は結局やられ損、こういうことになるのです。そこでこの罰金ですが、これはあまり少な過ぎると思つて、きょう日十万円や五万円というような罰金は氣持よく払つて、さつさと売り飛ばして逃げようと思つて、さつと売飛ばしきにしてもあらずだと思つて、この点もつと罰則を強化しておかなければ————にある程度金を持つた者がやる事業でしょう。土地のそういうふうな造成というものは、金を持つた者がやる事業ですね。少なくともある程度の金を動かせる人間でなければ、宅地

の造成をして、それを売却して、というふうなことはできないのです。だから、五万や十万の罰金、こんなものはおそれても何もないと思つて、だから、こんなことでこの規制法が守られて災害を未然に防止できるといふうなことは、大臣は法律の専門家で、ここに弁護士さんで、いろいろな事情を御存じだと思つて、この点はどうかと思つて、もう少しがくつと防止できるように程度のものに改めたらどうですか。

○齋藤(常)政府委員 この罰則のいわゆる量刑の基準をきめるにあたりましてわれわれが考えましたのは、ほかの法律の例、たとえば地すべり等防止法でありますとか、あるいは住宅地区改良法というふうなものに例になつて、懲役の年限でありますとか、あるいは罰金の金額でありますとか、きめたいわけでございます。しかも、住宅地区改良法等に比較しますと、今のお話の罰金につきましては、むしろ上げておりました、三万円を五万円に上げておるといふようなことでございます。しかもまた全体の調整をいたしましては、こういう問題につきましては、法務省が全体的に統一的に調整をしておりますので、その方とも協議をいたしました結果、この程度が妥当であるというところで落ちついたものでございませぬ。ただ、これは罰金だけでございませぬので、二十三条におきましても、二十四条におきましても、懲役または罰金ということになつておるわけでありませぬ。それからまた別の方の観点では、これが業者でありますときに、おきましては、宅建法によりまして、あ

るいは停止あるいは取り消しとかいうようなものもあるわけでありませぬ。そういうものと両方かねあわせて執行していったらば、大体所期の目的はおさめられるのではないかと、かように考えて、このような規定を作つたわけでありませぬ。

○岡本(隆)委員 人を見て法を説けという言葉がございませぬが、かりに指定を取り消しても、仮免でもやりませぬ。都合が悪ければ、何ぼでも都合のいい人間で免許をとられてもできるのです。だから、あなたが言われるようなことくらいはもう先刻御存じで、そういうことが現にどんどん行なわれておるのです。何かで処分されれば、別な人間でもつてやつていく。たとえば大臣になつたとか何とかで自分のやつておることが都合が悪いと、ちゃんと自分の親戚とかそういう人をかわりに責任者に据えて適当にやつておる人も、現に政界の中にもあるでしょう。だから、そういうことは現に都合が悪ければ、何ぼでも責任者くらいは作りかえていけるのです。そういうなにかあるし、いや、大丈夫ですといううな考え方そのものが、形だけを見ておると思つて、形だけを見て実質を見ていないというところに問題があるわけですね。そんなことですべての人が罰金を払つたら———たとい百円の罰金でも、罰金を払うというところは恥ずかしいことだという考え方に立てば、それは少しの罰則で、重い刑を科する必要はないのです。しかしながら、少々のことではおたない。自分の利益のためには恥も外聞もないというふうな人がずいぶん多いから、私は、こういう場合には、ことに神戸に起つたよう

ないいろいろな事件にかんがみて、罰則を作る限りにおいては、それを防止できるような罰則を作らなければならぬ、こう思つて、だから、今までのところは、第四章以前については、多少不備な点はあつても私は賛成です。これだけはもうちょっと自民党さんと話し合つて、罰則を強化してもらわなければ、これには賛成できないと思つておるのです。

○日野委員 関連です。この法律の目的からいへば、反対する根拠はありませぬ。大へんにいい一つのねらいを持つた法律であることは異論がないのでありますが、この法律の体裁を見ると、今の答弁でも明らか通り、住宅地区改良法になつた一つの例のように見えます。この内容からいへば、やはり土地の所有権、占有権に大きな制約を加えている点がかんり重要になつて参りますから、過般のことで審議した公共用地取得法のような内容を持つておるわけですね。もしそうだとするならば、もう少し区域指定の事前手續がごまかに規定さるべきでなかつたかと思つて、その点どうか。これで十分だと思つておるわけですか。公共用地取得法の地域指定の場合は、かなりごまかな規定を持っています。そういう点が十分だと思つておるわけですが、御意見いかがですか。

○中村国務大臣 区域指定は、この条文にもございませぬように、都道府県知事の申し出に基づいて行なうのであります。都道府県知事が申し出をいたします場合には、関係市町村長に協

議をして、地元のそういう自治団体の意見も十分取り入れて行なうべき手續になつておりますので、私もとしましては、できるだけ関係地方団体が関係地方団体内に住んでおる住民及びこゝういった宅地造成に関する公共の福祉等を熱心に考える機関であると思つておるわけでございます。

○日野委員 これは意見の相違で、過般の公共用地取得法で十分論議いたしておりますが、何か物足りないような感じがするのです。できればもっと多く法律として整備する必要があるのじゃないかと考えられるが、それはそれといたしまして、今現に造成の進行中のものがたくさんあります。その中には、この法律で規制を加えなければならぬようなものがたくさんあることには、われわれも承知をいたしておるのですが、この法律を、現に造成工事の執行中のものにとり適用いたすお考えか。執行中のものは、当然所定の手續をとつて許可を得て今やつておるのです。しかし、現実に災害等の危険に對する一つの事業、工事としてはきわめて不安を抱かざるを得ない実情のものがある。この法律で規制しようとする場合、どこからこれを規制するか、その適用の起点はどこにあるか。

○齋藤(常)政府委員 この区域の指定の際に、現に行なわれておりますところの宅地造成工事をどう規制するかというところにつきましても、第十四条の第一項によりまして、届け出をさせるということになつておるわけでありませぬ。これは指定の際に、その区域内で宅地造成に関する工事をなつておる

るいは停止あるいは取り消しとかいうようなものもあるわけでありませぬ。そういうものと両方かねあわせて執行していったらば、大体所期の目的はおさめられるのではないかと、かように考えて、このような規定を作つたわけでありませぬ。

○日野委員 関連です。この法律の目的からいへば、反対する根拠はありませぬ。大へんにいい一つのねらいを持つた法律であることは異論がないのでありますが、この法律の体裁を見ると、今の答弁でも明らか通り、住宅地区改良法になつた一つの例のように見えます。この内容からいへば、やはり土地の所有権、占有権に大きな制約を加えている点がかんり重要になつて参りますから、過般のことで審議した公共用地取得法のような内容を持つておるわけですね。もしそうだとするならば、もう少し区域指定の事前手續がごまかに規定さるべきでなかつたかと思つて、その点どうか。これで十分だと思つておるわけですか。公共用地取得法の地域指定の場合は、かなりごまかな規定を持っています。そういう点が十分だと思つておるわけですが、御意見いかがですか。

○中村国務大臣 区域指定は、この条文にもございませぬように、都道府県知事の申し出に基づいて行なうのであります。都道府県知事が申し出をいたします場合には、関係市町村長に協

造成主というものは、その指定があつた日から二十一日以内に都道府県知事に届け出をしなければならぬということになっておるわけでございます。その届け出を受けました場合におきまして、都道府県知事は、十分にその工事の実情を技術的基準に十分合致しているかどうかということ調査いたしまして、必要があるならば勧告をし、その勧告にも従わない場合におきましては、改善命令を出すということで、指定の際に現に行なわれております工事につきましても、そのような方法で十全を期していくというような建前になっております。

○日野委員 十四条にその規定はありますけれども、現に一定の許可の上で立って進行中のものが届け出なかつた場合、どうするのですか。にもかかわらぬ、これは何とか措置をしなければならぬという事態のものに対して、どういう手続をとるのですか。

○齋藤(常)政府委員 届け出をしない場合におきましては、二十四条の第五号といたしまして、罰則の適用をいたします。

○日野委員 二十四条の罰則があるけれども、ただ、この規定には行政上の代執行の規定がないじゃありませんか。適当な処置、命令に対して不履行した者に対しては、行政代執行の規定を持つことが適当であると思うが、その点どうですか。

○齋藤(常)政府委員 現実に地域の指定をいたします際には、その地域の状況を十分に調査をいたしまして、都道府県知事が申し出をする。それに対して指定をするわけでありまして、都道府県知事は、その規制区域に指定す

べき予定の地域につきましては、どのような工事が行なわれているかということ、そのときに十分キャッチアップすることができるわけでありまして、そこで届け出があろうとなかろうと、その事情を十分に聴取いたしますから、それによって勧告も改善命令も出すことができ、また執行もできるということになるわけでありまして。

○日野委員 それは適当な処置ができる、法の趣旨からいって代執行もできると解釈すべきでありませうけれども、そういう場合は、結局行政官庁が代執行をやるべき筆証責任を負わなければならぬことになりまして、そういう点どうでしょう。

○齋藤(常)政府委員 代執行ができると解釈すると申しましたのは、十六条の第三項で第十三条第四項及び第六項の規定を準用するとなつておりまして、第六項は代執行の規定でございます。従いまして、当然それができるといふふうに申し上げたのであります。

○日野委員 これは重大ですよ。これは筆証責任を行政官庁が負うということになりまして、緊急の場合に間に合わなかったら、非常な困難な問題が起る。われわれは、やはり法として整備すべきものはちゃんと整備してやるべきだ、こういう意見を申し上げて、もし今後こういう問題がたたくさん起こりますならば、この間も水資源開発公団法を出したのでありますが、宅地造成公団法というような構想も持たせて臨まなければ、こういう情勢に対応できないと思う。この法律は住宅地区改良法のようなもので、内容はきわめて重大な所有権、占有権の制約、田中さんも言っていたが、立ち入り調査というよ

うな重大な内容を持っておりまして。こういうことをやって時代の要請にこたえようとするならば、やはり本格的に造成公団法というようなものでも考えたい。それに對して大臣の見解——先ほど何だか別の方法も考えているというように答弁もあつたようですが、その辺を考えているのかどうか、伺いたい。

○中村國務大臣 実は宅地造成については、いろいろの方法があると思つては、また同時に、宅地造成の緊急性といふ点も、重要性といふ点も、十分あるわけでございまして、現在の制度をいまして、住宅公団が宅地造成をする権能を持つております。もう一つは、都道府県市町村等の地方公共団体、住宅金融公庫の宅地造成資金の借入れをして宅地造成をする道が開かれ、現にこれは相当活発に進行いたしております。問題は、これらの資金を十分政府が供給できるかどうかという点にかかっていると申しております。それから、財政当局との話し合いに

よ、国の財政事情を勘案しまして、これらの住宅公団の実施いたします宅地造成資金、あるいは地方公共団体が住宅金融公庫から低利の資金を借り入れて宅地造成をする資金、これらの資金が十分に供給できさえすれば、今お話しするような趣旨が達成できるものと私は思ふのであります。問題は、国の財政あるいは国際収支とか金融状態とか、いろいろの国の全般の経済事情から見て、その資金が十分に供給できるかどうかということにかかっていると申しております。新たな機関を作るといふことは、且下のところ考へておられま

せん。明年度におきましても、これらの宅地造成資金の供給につきましては、努めて最大限の確保ができるように努力して参りたいと思つております。

○日野委員 今、大臣の答弁を聞いたのであります。最近出される一連の法律といふものは、非常に重大な私権の制約を平気でやるような一つの方向がとられるということ。僕らも公団をやたらに作ることに反対です。けれども、今までの住宅公団でも、いろいろあげられたそれらの機関で、十分にやれない面があるので、この辺はやはりすっきりしたものにしたい。いつも圧迫感を与えるような、そういう立法を避けて、根本的な解決に進めたい、こう思うので、十分これらの点を——公団をやたらに作れないように、民権圧迫にならない形での下の要請にこたえる計画を樹立されたい、こういう趣旨から申し上げているので、そういう強い要望をして終わります。

○二階堂委員長 石川次夫君。○石川委員 この前の委員会で、大体質問をやつておりますので、きょうは簡単に、要望のような形でもって申し上げたいと思つております。

第一條につきましては、再三質問がございましたので繰り返しません。この前の住宅局長の答弁では、市街地ということにこだわつていろいろ答弁があつたのでございまして、実は、その後、宅地課長から、六甲ハイソク関係の地域が標高五百メートルというところで一体どのようなか、ちよつと心配したのですが、図面を見せてもら

いましたところ、ほとんど接線近くまでいってあります。でありますから、私の懸念は、一応こういう具体例でもって解消したという形になるのですが、ただ、この法案に関する限りでは、一体市街地という地域はどの様なことか、非常に手ぬかりが出るのじゃないかという不安を感じるわけ。従つて、行政上のよほどのよい指導をしないと、せつかくの法案が生きてこないという懸念があると思つたので、この点はくれぐれもよろしく善処をお願いしたいと思います。

それから、その間にいろいろあるの砂の流出ということに限定をしておるようですが、傾斜地だけでなく、平地におけるこういう宅地造成による災害の問題も、相当統出をする危険があると思つて、従つて、この点についても何らかの規制を考へてもらいたいという要望を申し上げます。

それからあと一つ、今日野さんから質問が出た問題で、公団を作るといふことは、これはここで即決はできないでしょうが、県あたりで作つては公団とか何とか、そういうところで宅地造成をやつておられますけれども、これはやはり工場誘致のような関係で、特定の人に利用が限られてしまつてい

のが、実際の状態だろつと思つたので、従つて、やはり国自体が宅地造成を積極的に責任を持つてやるような機関というものができれば、土地の値上がりや抑制する一つの有力な根拠にもなるという点で、これはぜひ一つお考へ願わなければいかぬじゃないかというところを、日野さんの質問から私も痛感したので、相当あちらこちらの

いまして、ほとんど接線近くまでいってあります。でありますから、私の懸念は、一応こういう具体例でもって解消したという形になるのですが、ただ、この法案に関する限りでは、一体市街地という地域はどの様なことか、非常に手ぬかりが出るのじゃないかという不安を感じるわけ。従つて、行政上のよほどのよい指導をしないと、せつかくの法案が生きてこないという懸念があると思つたので、この点はくれぐれもよろしく善処をお願いしたいと思います。

県でやっておりますけれども、私の知っておる範囲では、ほんとうに困っている庶民の住宅に十分活用されているという状態にはなっておりません。やはり大企業の団地というよう形で活用される、あるいは工場誘致に有利なようにそれを活用するというようなことに限定されているという感じが強いわけでありまして、その点もお願いいたします。

それからあと一つ、罰則の点でいろいろ問題が出たのでございますけれども、この法案ができて、適法の許可を受け、工事完了の検査を受けた後で、さらに災害が出たという場合の責任の所在は、一体どうなりますか。これは非常に常識的なしるうとの質問で恐縮なのですが、念のために伺っておきたいと思ひます。

○中村国務大臣 従来の、こういう制度ができる前の現状をお互いに考えてみたいと思ひますが、相当危険な個所に擁壁のとり方あるいは排水施設等無理をして作られた宅地が、災害のためにげくずれ等を起こして、大ぜいの人命、財産に損傷を与えるような場合、この場合に起こつて参りますのは、いつも被害をこうむつた者と、被害を与えた、くずれた方の地域の所有者、あるいは造成者との損害賠償の問題でございますが、相当無理な造成をしてあつて、そのために起こつたのでありまして、特殊の豪雨あるいは暴風雨等の災害が主たる原因でございますから、そこで損害賠償の争いがありますけれども、天災であつて不可抗力のものか不可抗力でないかということが論点になりまして、損害賠償はむずかしい問題が多いと思ひます。今度こ

の規制法ができて、これで規制をして参りますと、規制に基づいて都道府県知事の指示等に従わないで起こつた場合には、当然その立証自体で損害賠償は成立すると思ひますので、従つて、不都合な宅地造成に基づく損害賠償問題というのは、従来よりも立証の他争点がしばられて非常に楽になると思ひますのであります。残された問題は、規制をし、あるいは指示を受けた通りにやつたが、災害が起こつた、これは不可抗力かどうかという問題になると思ひます。大体今までの災害の例等にかんがみまして、普通の豪雨や暴風雨、洪水等であるならば大丈夫であるという角度の規制基準を作りまして規制して参るのでありますから、その通りにやつてあれば、普通の災害ならば事故を起こさないということになつて参ると思ひますのであります。それ以上の予想しがたい災害が起こつた場合にどうなるか、こういうことにならうかと思ひます。この点は、やはり不可抗力であるかないかの法律上の論点にはなるかと思ひますが、従来の何もないときから見たら、よほどそれらの民事上の争いの論点はしぼられて、楽になつてくると私どもは考へて居るのでございます。

○石川委員 その程度の答弁だらうと思ひますが、具体的な例としての六甲ハイツは、現在訴訟になつております。しかしながら、宅地造成業者に責任があるかどうかという点で学者の見を聞いたところ、どうしても宅地造成業者に手落ちがあつたというふうな結論に基づいて、訴訟が行なわれたというふう聞いております。ところが、訴訟をやつて勝つたと仮定しまし

て、その業者が非常に資力が少ない、あまり大きな業者じゃない、損害賠償の責を負うことができないというふうな資産能力しか持たない、こういう場合に、さてそれではどがその責任を持つかという問題が出てくると思ひます。その場合は、一体国が責任を持つかどうかという非常にむずかしい問題になりますか、そういうことが考えられますか。その点念のために伺ひたいと思ひます。

○中村国務大臣 要するに、この法律がなかつたときよりは、よほどそういった問題のさばきはよくなると私も考へます。それともう一点は、国または都道府県等が賠償責任を負うか負わぬかという問題でございますが、それは既定の工事規格に基づいて十分の監督、指導があつて、瑕疵があつたかになつたかということに、私は中心が置かれると思ひます。その指示し、監督をいたしました都道府県に瑕疵がないということであれば、公共団体、国としての賠償責任はないと思ひます。問題は、その指示なり監督なりに瑕疵があつたか否かかと思ひます。ことが中心ではなからうかと思ひます。

○石川委員 時間がないうで、大へん済みませんけれども、具体的な今の六甲ハイツの問題ですね。これは、この宅地造成等規制法というものが出てくる前のことですが、やはり一応の工事認定の許可というものを与えてある。その限りにおいては、そういう許可を与えたこと自体に不備があつたという解釈も、できないでもないという感じがするわけです。そういうものも含めて、損害賠償の責任があるかどうかという事は、非常にむずかしい問

題で、これは裁判の問題で、ここで答弁はできないと思ひます。しかも資産能力がなくて、非常に甚大な損害を与えた連中に対しては、何らかの方法を考えなければならぬということで、やはり国も心配しなければいけないという気もわれわれとしてするわけです。法律的にはどうか知りませんが、少なくとも道義的にはそんな感じがするので、念のために伺つたのです。ここでは答弁ができないと思ひますから打ち切りますが、そういう点で不安の的にならないかという意見もあるし、いろいろまた手直しをしなければならぬような感じもいたしますが、一応私の質問はこれで終わります。

○二階堂委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ、本案に対する質疑は、これにて終局いたしました。

○二階堂委員長 これより討論に入るのであります。討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。宅地造成等規制法案に賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
○二階堂委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○二階堂委員長 異議なきものと認め、さうに決しました。
次回は公報をもつてお知らせするこ

ととし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時一分散会

〔参照〕
宅地造成等規制法案（内閣提出第五八号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕